

戸田市自治基本条例について

○戸田市自治基本条例の概要

平成26年7月に制定された「戸田市自治基本条例」は、市民・議会・行政が協力して、まちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定めたものです。

条例制定のコンセプト

- ① 条文ではなく、「自治」をつくっていく。
- ② 身近な課題を解決するための仕組みをつくっていく。
- ③ 制定作業を進めることで、協働の第一歩とする。

制定に向けた3つのステップ



- ① 学ぶ：市民講座
 - 基礎講座 平成24年7月21日（土）
 - 応用講座 平成24年8月25日（土）
- ② 体験する：市民協働ワーキング
 - 全6回 平成24年9月21日（金）～平成25年1月12日（日）
- ③ 創る：市民会議
 - 全8回 平成24年2月1日（水）～平成26年3月5日（水）

- ・ 庁内ワーキンググループ会議（市職員14名） 平成23年12月～平成25年1月
全体会議 12回 分科会 延べ33回 合わせて45回実施
- ・ 市民協働ワーキング（市民15名、市職員14名） 平成24年9月～平成25年1月
全体会議 6回 分科会 延べ9回（グループに分かれて現地ヒアリングを実施）
- ・ 検討市民会議（市民21名、市職員14名） 平成25年2月～平成26年3月
全体会議 16回 分科会 5回（条例骨子案、条文案を作成）
この他、市議会議員との座談会、中間報告会、現地ヒアリング（PI活動）等の活動あり

○自治基本条例の理念

まちづくりの4つの基本原則

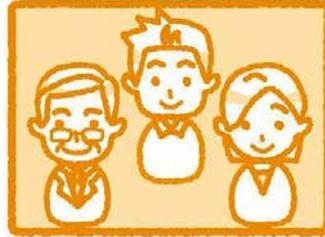
協働の原則



市民・議会・行政

それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進める

参加・参画の原則



市民

積極的にまちづくりに参加し、計画段階から参画するよう努める

行政

市民がまちづくりに参画できる機会を保障する

情報共有の原則



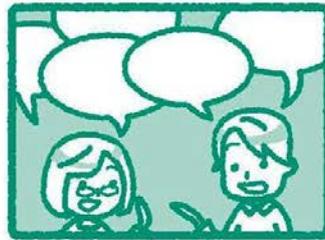
市民

互いにまちづくりのための情報を提供し合う

行政・議会

それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有する

協議の原則



市民と市民 市民・行政

お互いの意思疎通を図るため、積極的に協議する

まちづくりの主体と役割

市 民

(市内在住・在勤・在学者、市内事業者、町会・自治会、市内活動ボランティア)
市民の権利 ①まちづくりの担い手として、まちづくりの参加・参画する権利を有する。
②市政に関する情報を知る権利がある。

市民の役割 ①地域の課題を自ら解決する意識を持つように努める。
②近隣との交流を深め、共に助け合える地域づくりに努める。
③市内で活動している人々をまちづくりの担い手と認識し、その活動を尊重するよう努める。

議 会

議会の役割 ①市民に対し情報公開に努め、説明責任を果たす。
②市民との意見交換の場を多様に設け、政策に生かす。
③市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努める。

行 政

行政の役割 ①公平・公正な市政運営を行う。
②市民と対話しやすい職場環境づくりに努める。
③技能と知識の向上に努め、市民との信頼関係を築く。

市長の役割 ①中長期的視点から市の将来像を示し、総合的で計画的な市政運営を行う。
②理想のまちの実現に向け、市民や議会にまちづくりの推進を働きかける。